

老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム設置届等に関する留意事項について

第 1. 設置届（第 29 条第 1 項関係）

（1）届出が必要な施設

有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの。

（2）構造設備

「島根県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指導指針」という。）第 7（9）七の介護居室のある区域の廊下の幅は、一般居室のある区域においても準用する。

（3）施設の管理者

県指導指針第 9（1）一（イ）、第 9（1）二（ニ）の管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は高齢者の介護について知識、経験を有する者と定めているが、選定に当たっては、老人福祉法関係法令通知集に記載されている「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」等を参照の上、適切な管理者を配置すること。

（4）医療機関との連携

医療機関と連携について、県指導指針第 10（9）の規定により、医療機関と協力契約（覚書等を含む）を結び、その書面を提出すること。

（5）長期の収支計画

県指導指針第 12（3）二により、30 年以上の長期計画を定めること。

（6）添付書類

県指導指針の規定に基づき、次の項目に関する書面を添付すること。

なお、記載された項目以外にも施設の状況等により適宜必要な書類を添付すること。

区 分	内 容
設置主体	① 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等 ② 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書（3 期分）
立地条件	① 施設の立地条件が分かる書面 ② 借地・借家の場合は権利関係の分かる書面
規模及び構造	① 平面図・立面図 ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の承認を受けたこと

	を証する書類
職員の配置等	① 勤務形態一覧表 ② 資格証 等
施設の管理・運営	① 管理規程 ② 非常災害対策の具体的計画 ③ 事故及び急病等の緊急時に対応するためのマニュアル ④ 医療機関との協力契約（覚書等を含む）の写し
収支計画	① 市場調査の実施状況が分かる書類 ② 30年以上の長期の収支計画 ③ 金融機関からの融資を証する書類
利用料等	① 介護費用等が分かる書面 ② 食費、管理費等が分かる書面
契約内容等	① 重要事項説明書 ② 入居契約書 ③ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類 ④ 一時金の返還に関する老人福祉法第 29 条第 10 項に規定する契約の内容を証する書類 ⑤ 衛生管理のための指針 ⑥ 高齢者虐待防止のための指針 ⑦ 苦情処理体制が分かる書面 ⑧ 事故防止のための指針 ⑨ 身体的拘束等の適正化のための指針 ⑩ 身体的拘束等の適正化のための委員会設置要綱 ⑪ 感染症及び災害に係る業務継続計画 ⑫ 感染症及びまん延の防止のための指針
情報開示	広告、パンフレット、ホームページ原稿 等

第 2. 変更届（第 29 条第 2 項関係）

第 1 を参照の上、変更の日から 1 ヶ月以内に必要な書類提出すること。

但し、重要な変更（増床・サービスの種類の変更等）については、県へ事前に連絡の上協議すること。

第 3. 休止・廃止届け（第 29 条第 3 項関係）

休止・廃止する日の 1 ヶ月前に必要な書類提出すること。

附則

この留意事項は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この留意事項は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この留意事項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この留意事項は、平成 24 年 11 月 14 日から施行する。

附則

この留意事項は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この留意事項は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この留意事項は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。